矯正心理専門職B	二　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の女子 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の女子で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 (2)　人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
法務教官A	三　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の男子 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の男子で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
法務教官B	四　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の女子 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の女子で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

法務省専門職員（人間科学）採用試験	間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。）
矯正心理専門職A	一　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の男子 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の男子で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 (2)　人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
矯正心理専門職B	二　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の女子 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の女子で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 (2)　人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
法務教官A	三　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の男子 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の男子で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒